

小特集

六角氏式目と永源寺文書の研究 (一)

一つの北条家朱印状写をめぐる——岩櫃城成立期小考

森 下 裕 真

はじめに

永源寺文書において、末寺から収集されたと思われる文書の中に、後北条氏（以下北条氏）に関わるものが一通残されている。近江国の寺院に伝来したということもあつてか、従来の北条氏研究ではあまり参照されていなかったようであるから、ここに紹介したい。それが永禄二年（一五五九）一〇月二三日北条家朱印状写である。本文書めぐつては、史料批判に関わる論点が二つ存在しており、これらについても整理を試みる。

一つ目の論点は本文書が写であり、正文はおそらく現存せず、他にも複数の写が存在しているという点である。その中でも本文書が最良の写であるというを示したい。また、他のバージョンの写については未解明な点も多いが、ひとまず問題の整理を行う。

二つ目の論点は一点目とも関わるが、本文書における「岩櫃」という文言に疑義が向けられているという点である。別バージョンの写を参照した研究によつてこの「岩櫃」は誤記・誤写とみなされている⁽³⁾。この点は上野国の岩櫃城の成立時期にも関わる問題であり、様々な可能性を想定することには一定の意味があると思われる。本文書も所詮は写であるから明確な証拠とはなり得ないが、複数の写がすべて「岩

櫃」とする事実に鑑みて、正確に書かれていたと仮定して説明を試みたい。

一 写の所在と比較

本章では、本文書に関わる基礎的な整理を目的とする。まずは本文書の翻刻と写真を以下に示す。

一、諸百姓早々立帰、当麦涯分仕付
可_レ申事、

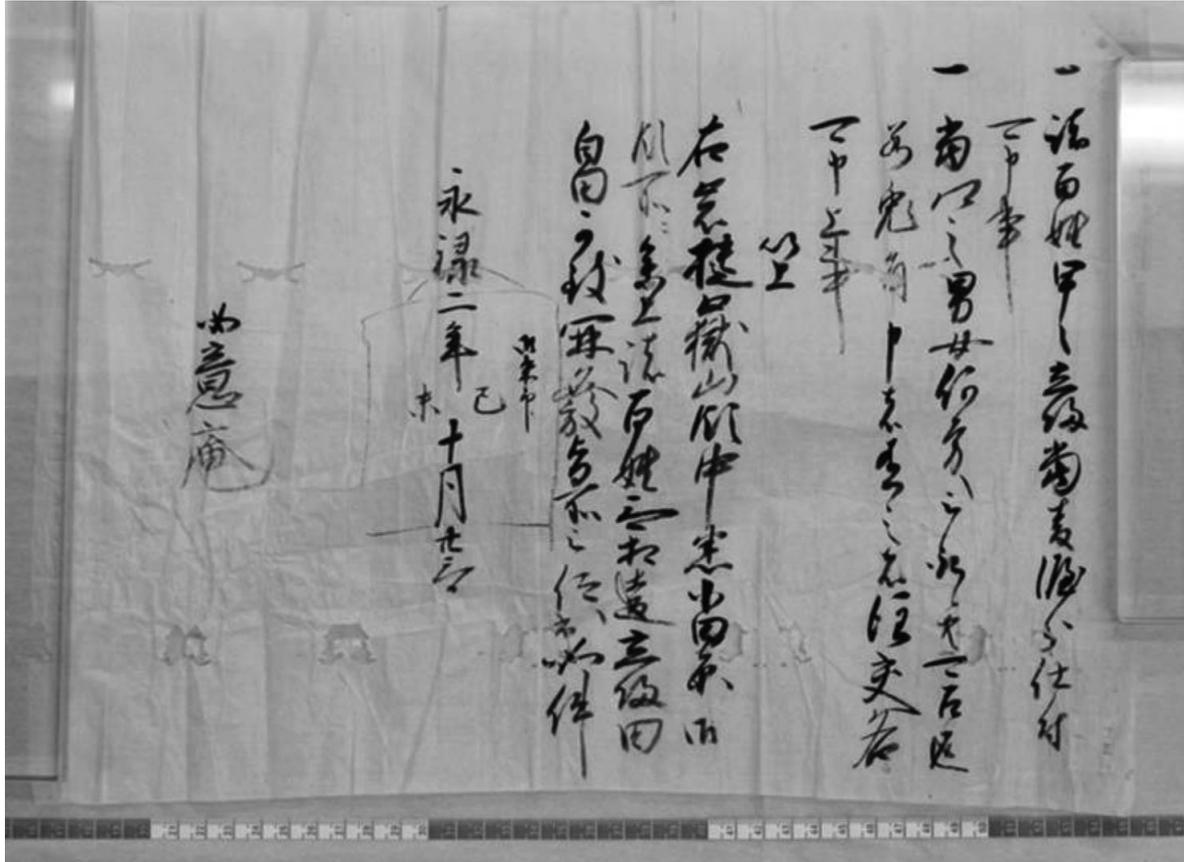
一、当郷之男女何方_レ被_レ取候共可_二召返_一、
若兎角申者有_レ之者、注_二交名_一、
可_二申上_一事、
以上、

右、岩櫃・嶽山領中悉小田原御

領所_二參上_一、諸百姓無_二相違_一立帰田

畠可_レ致_二開發_一旨、所_レ被_二仰出_一如_レ件、

(写真)



御朱印
(虎朱印影)
永禄二年己未十月廿三日
如意庵

本文書の内容は、端的にいえばいわゆる人返し令である。逃散した諸百姓に対し、還住して秋麦を可能な限り作付することを命じている。その上で、もし帰ってこない者がいれば交名を記して上進するように命じている。また、「岩櫃・嶽山領中」が全て「小田原御領所」すなわち北条家直轄領となったことも書き記されている。

一方で、この写については見過ごされてきたのであり、北条氏研究の基本史料集である『戦国遺文 後北条氏編』・『小田原市史』は「岩櫃城伝記」所収のバージョンを採録している。

諸百姓早々立帰り、当麦随分仕付可申事、
当郷の男女何方へ引取候共可召返、若兎角申者有之者、注交名可申上事、

以上、
右、岩櫃・嶽山領中悉小田原領所ニ參上、諸百姓無相違立帰田畠可致開発旨、所被仰出如件、
「此所ニ虎ノ印在之、」
永禄二年己未十月廿三日
(後欠)

これら二つを比較すれば、永源寺文書の写の方が良質な写であるこ

一つの北条家朱印状写をめぐって——岩櫃城成立期小考

とは明らかだろう。第一に、「岩櫃城伝記」の写は後欠であり、宛所の「如意庵」の情報をも落としてしまっている。さらに、一つ書きの「一」や「小田原御領所」の「御」など、単純な脱字も多い。また、宛所の「如意庵」は「岩櫃・嶽山」地域周辺に存在する永源寺の末々寺である如意寺と考えられ、末寺から由緒にかかわる文書を進上する過程において写が作成されたと考えれば、来歴についても疑わしい点はないだろう。

なお、不可解なことに、柴辻俊六は「岩櫃城伝記」の写に言及しつつ、その文書を如意庵宛ての文書として紹介している。柴辻が何によって如意庵宛てであることを知り得たのかは分からないが、宛所が如意庵であることが書かれている写が宗学寺文書にも存在している。

一、諸百姓早々立帰、当麦□分仕付可レ申事、

一、当郷之男女何方へ被レ取候共可レ召返一、若兎角申者有レ之者、可レ申上事、

□□右、岩櫃・嶽山領中悉小田原御領所ニ參上、総百姓無ニ相違ニ立帰田畠可レ致ニ開発ニ旨、所レ被ニ仰出ニ如ニ件、

永禄二年^{己未}十月廿三日

(虎之御朱印)

如意庵⁹

宗学寺文書の写は右に示したとおりであるが、一部欠損していること、二つ目の一つ書きから「注ニ交名」が脱けていること、「以上」が追い込みになっていたとおほしいことなどに鑑みれば、永源寺文書の写に勝るものではないと判断してよいだろう。

また、宗学寺文書の写を資料編に採録する『中之条町誌』には、通

史編にも注目すべき記述がある。

永禄二年、岩櫃、嶽山領の百姓は岩櫃の斎藤氏の圧政に耐えかねて北条領である小野子村に逃散している。(小野子、如意寺文書)¹⁰

永禄二年という年号も含め、右の記述からは本文書の内容が想起される。本文書の解釈自体については、先行研究が「岩櫃城伝記」の写に基づいて解釈してきたとおり、北条氏が逃散した如意庵領の諸百姓に還住と開発を命じたと判断するのが妥当だろうが、「參上」という言葉が使われていることから、北条氏領である如意庵への逃散と解釈された可能性は低くない。その場合、宛所「如意庵」所有の如意寺文書にも同内容の写、もしくは正文が残されていた可能性もある。しかし、『中之条町誌 資料編』には如意寺文書が一通も採録されておらず、「群馬県立文書館 目録検索」からもそれらしい文書は見つからなかった。

また、こちらも詳細不明ではあるが、萩原進によって如意庵宛ての永禄二年二月二三日付けのほとんど同内容の文書の読み下しが紹介されている。永源寺文書の写の他に最大で四通、少なくとも二通は同内容の文書が存在したと思われる。

不可解な点も様々あり、不十分ではあるが、本文書とその写に關わって当座整理されるところは以上の通りである。いずれにせよ、現状永源寺文書の写が最良の写であることに異論はないだろう。今後の研究においては永源寺文書の写を参照されたい。

二 岩櫃城の成立はいつか

本章ではもう一步踏み込んで、具体的な文言について検討する。最初に触れたとおり、本文書内の「岩櫃」については齋藤慎一や久保田順一によって誤記・誤写の可能性が指摘されている¹⁴。これらの研究は「岩櫃城伝記」の写を参照したものであるが、先に示した全ての写において「岩櫃」と記されていることは軽視できない。所詮写であるとして切り捨てることも可能だろうが、正しいと仮定して仮説を立てることに一定の意味はあるだろう。

まずは「岩櫃」を誤記・誤写とみる齋藤の見解について整理しておきたい。齋藤の主張の根拠は、主として他史料との整合性の問題である。特に重視されているのは、永祿三年の長尾景虎による関東侵攻に関する史料である。

就^レ敵久留里張^レ陣、御越山之儀申入候処、早速去月上旬被^レ進^二御旗一、明間・岩下・沼田之城被^二攻落一、為^レ始^二北条孫次郎一、宗者数百人被^二討捕一、白井・総社・蓑匂惘望之段風聞、目出度奉^レ存候、時茂年来之願望此時候、然間、関東御落着簡要候、兼亦、時日一候、弥以被^レ廻^二御計策一、急度御落着簡要候、兼亦、去年御上洛之砌、從^二公方様一裏書御免候哉、奉^レ得^二其意一候、巨細猶口上申含候、此由可^レ得^二御意一候、恐々謹言、

〔三〕（朱書）

〔後筆〕永祿二ノ状

〔二〕（朱書）

十月二日

時茂

越府
人々御中¹⁵

右に示したのは、当時長尾氏と連携していた里見氏の家臣である正木時茂から長尾方へ送られた書状の写である。傍線部にみえるように、ここで攻略されていたのは岩櫃城ではなく、「岩下」城であった¹⁶。さらに、長尾方に従った関東の国衆の編成をリスト化した「関東幕注文」においても、「岩下」の記載がみえる¹⁷。

関東幕注文 上州

（中略）

岩下衆

齋藤越前守 六葉柏

山田 同六葉かしハ

（落丁）

（後略）¹⁸

落丁により、全容を把握することはできないが、岩櫃・嶽山地域の有力者であった齋藤越前守が「岩下衆」として立項されている。これらに基づいて、当時の東吾妻（岩櫃・嶽山）地域の中心地は岩櫃ではなく岩下であったとし、それ故に「岩櫃」の文言を疑わしいとするのが齋藤の議論である。

ここでの齋藤の主張は岩櫃城の成立時期の問題にも関わっている。齋藤は本文書が発給された永祿二年段階では存在した可能性が低いとし、永祿六年ないし五年が築城時期と結論づけている。その主たる根拠は信頼できる史料における「岩櫃」の出現であり、それが以下の北

「関東幕注文」が長尾方によって作成されたものであるということである。すなわち、ここに反映されているのは現地の認識というより長尾方の認識と考えるべきだろう。先に確認したとおり、長尾方が東吾妻地域において攻略した城は「岩下」城であった。また、嶽山城の名前は長尾氏の関東侵攻関係の史料では挙がっていない。当該地域での戦闘場所が「岩下」であったが故に「岩下衆」として把握されたのではないだろうか。

つまり、「岩下」が東吾妻地域の中心地であったという認識は長尾氏によるものであり、他者によって「岩櫃」が中心地として認識された可能性を排除するには至らない。北条氏にとつては「岩櫃」が「領」を形成する中心地として認識されており、「岩櫃」と「岩下」の相違は両者の認識のズレによるものであったという仮説が成り立ちうるのである。

この仮説を補強する上で、注目すべき事実として、「岩櫃」を「岩下」と誤記した文書が二通存在するということが挙げられる。一通目は上杉（長尾）家臣山吉豊守による書状である。

根利関所被_二申付_一候処ニ、阿久沢方より成_二非分_一義申候哉、只今時分を見懸成_二か様_一義申_レ之候条、口惜被_二思食_一候、雖_レ然、岩下・白井・厩橋口之御手ふさかりと申、根利通者東方往覆之為、殊由刑前々之御刷之妨_二候間、旁々以少之義可_レ被_レ破事、且御無功ニも罷成候歟、以_レ爰向後も分別候而、御思慮尤由、被_二仰出_一候、併根利なとにさ、ハリ申候者、重而可_レ被_レ成_二御註進_一候、万_一彼口ニ破出来候者、貴所可_レ為_二御表裏_一由、御内意候、猶彼口上_二可_レ有_レ之候、恐々謹言、

追而、重而從_二阿久沢所_一書中越候者、此案文_二而返事可_レ被_レ

レ成_レ之候、以上、

卯月七日

(希世長尾)
発右

御報²³⁾

豊守（花押）

(山吉孫次郎)
山孫

この文書が書かれたとおぼしき永祿十年には大規模城郭としての岩櫃城が既に成立していたことは確かであり、「岩下」とされるのは不自然である。齋藤慎一はこの誤記の要因を越後にいた山吉が情報をアップデートできなかったことに求めているが、もう一通にはそうした説明が与えられていない。それは上杉（長尾）家臣矢野綱直書状の写である。

度々被_レ下_二御書_一候、過分奉_レ存候、謹而拜見申候、仍而当表之様子小田野源三郎殿当国安中に在城被_レ申、有_二彼地_一城々江之計策雖_二被_レ申候_一、岩下・倉内・箕輪・倉加野何之地も未出仕不_レ申候、此度当表江御出勢候者ハ、何茂其御国江可_レ被_二申上_一候旨、令_二談合_一之由申来候、此等之趣可_レ然之様可_レ預_二御披露_一候、恐々謹言、

追而、爰元乱之体御座候間、御被_二申上_一前々御加勢也共可_レ然候、城介殿者甲府在陣候、惣別何方も仕置もなく一とをり被_レ通候共、誠々に上方衆廿、三拾宛置残、ろうせきいたすのミ申来候、

矢野因幡守

三月廿一日

綱直

(致頼)
栗林殿²⁴⁾

この文書の年次は天正一〇年（一五八二）と比定されており、先の書状よりさらに遅いばかりか、矢野は上野国に当時在国していた人物である。岩櫃城の存在を知らないことがあり得るだろうか。あるいは誤写されたのであれば、上杉氏の「岩下」に対する認識がなお強固に残っていたことの明証となる。

ここにおいて、本文書が信頼できる「岩櫃」の初出史料と同じく北条氏康の発給文書であることには注目しておきたい。上野国外の人間という意味では氏康も上杉家臣たちと条件は近いはずである。そうであるにもかかわらず、早くから「岩櫃」城を認知していたことは築城主の武田氏との同盟関係によるものばかりだろうか。あるいは武田氏による築城以前から「岩櫃」を重要な地として認識していた可能性は十分にあるだろう。

なお、齋藤慎一が誤写と判断した「岩櫃」を含む文書はもう一通存在する。これについても検討しておく必要があるだろう。

齋藤越前入道逆心之企之処、各忠節岩櫃乗執条、寔無_二比類_一候、
近日可_レ納_レ馬候間、弥三郎還忠之事可_二申付_一候、可_二心易_一候、
委曲從_二室賀所_一可_レ申候、仍如件、

永祿六年壬亥十二月十二日信玄在判

今度之
忠節衆₍₂₅₎

この文書に疑義が呈される要因の一つは、『加沢記』所収の写であるということによる。『加沢記』は天和元年（一六八一）以降に成立した編纂物であり、上杉氏配下の人物についての混同も指摘されており、史料としての信用性に欠ける部分がある₍₂₆₎。実際にこの文書も干支

が間違っており、扱いに注意が必要な史料であることは間違いない。

要因のもう一つ、状況証拠は、この文書の後に、齋藤氏の拠点を「岩下」と記した史料が存在することである。

岩下之人質悉執_レ之、三枝土佐守有_二談合_一被_二勤番_一之由祝着候、
如下被_二申越_一候上、畢竟之人質_二候之条、齋藤弥三郎二加_二下知_一、
急度此方へ可_二召寄_一候、然者從_二最前_一其方忠信無_二比類_一候、猶
以甘利左衛門尉可_レ申候、恐々謹言、
追而眼病氣故、用_二印判_一候、

正月廿二日 信玄（龍朱印）
蒲原宮内少輔殿₍₂₇₎

こちらは正文であり、「岩下」の記載に疑いはない。時期としては武田氏による上野の領国化が進んだ永祿七年に比定される。齋藤の主張は、齋藤氏の拠点はなおも岩下城だったのであり。『加沢記』が齋藤氏の本城が岩櫃城であるという前提に立って誤写したと推測するものである。

しかし、ここで軽視されている事実が一つある。それは右に示した武田信玄書状（朱印状）についても写が『加沢記』に引用されているということである。さらにいえば、これらはほとんど連続して引用されている。考えなければならぬのは、「下」と「櫃」との字形はおよそ似つかず、見間違い、書き間違いをすることは想定しがたいということである。つまり、「岩櫃」という誤写は意識的にしかなされえない。ここにおいて問題となるのは、仮に一通目の文書の「岩下」を意識的に「岩櫃」へと転写した場合、二通目の「岩下」だけをそのまま書き写すだろうかという疑問である。このことを踏まえれば、『加沢

『記』の信用性を問題にして、「岩櫃」を誤写とみなす見解は説得的でない。この「岩櫃」もまた誤写でないのだとすれば、これらの文書は岩櫃城と岩下城の併存を示すこととなる。

また、先に示した認識のズレを想定する場合、なぜ同じ地域の問題として、二つの異なる城が名指され得たのかという点を説明しておく必要はあるだろう。その要因は柴辻俊六が指摘した両城の「一体感」²⁸に求めることができる。柴辻の見解は後世の遺構の規模から岩櫃城が本城で岩下城が支城とみなしたことにより、齋藤からの批判を招いたが、事ここに至っては、当時制度的に定められたわけではない本城と支城という区別を持ち出す必要もないだろう。二つの城の距離が非常に近いことこそが重要である。

以上をまとめると、齋藤の絶対視する「岩下」は長尾氏の認識として一定の相対化が可能である。ここにおいて、本文書の「岩櫃」は北条氏の認識としての有効性を持ち、必ずしも誤記・誤写とみなす必要はない。従って、岩櫃城の成立時期は永祿二年以前に遡りうる。永祿年間前期には岩櫃城と岩下城とが具体的な関係性は不明ながら併存していた可能性がある。

おわりに

本稿では一通の北条家朱印状写をめぐって議論を展開した。『戦国遺文』・『小田原市史』に採録されていなかったがために見落とされてきた文書であり、より良質な写として、本来研究において参照されるべき文書であることを明らかにした。未解明に終わった他のバージョンの写の所在等も含め、今後の研究の進展を期待したい。

また、写であるということは必ずしも正文より史料として劣るばかり

りではない。誤記・誤写の性質を分析することによって描かれる歴史像もある。本稿が提示したものはあくまで仮説に過ぎないが、永祿七年以前の岩櫃を考える上での可能性を広げられていけばよい。

もつとも、岩櫃城の成立時期に関する考察は、仮説を積み重ねているということ以上の欠点がある。すなわち、史料上に地名として確認されることと城郭の成立がどこまで密接に係しているか不明であるという点である。これは「領」概念に対する分析や、城郭研究に対する文献史学の有効性と限界を考える上で重要な問題であり、後考を期したい。

註

- (1) この評価について、筆者が北条氏研究に不案内なための誤解もあるかもしれないが、少なくとも広く公開された成果からはそのように見える。
- (2) 永源寺文書、長櫃中世文書七六号。(写真)を参照。なお、『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』(滋賀県教育委員会、一九九八年)・『永源寺文書目録』(文化庁文化財部美術学芸課、二〇〇二年)といった既存の目録では「北条氏康印判状写」となっているが、虎朱印状は氏康個人の朱印状と区別されるため「北条家朱印状写」と改めた。
- (3) 齋藤慎一「岩櫃城に関する諸問題」(群馬県吾妻郡東吾妻町教育委員会『東吾妻町指定史跡岩櫃城跡総合調査報告書』二〇一八年)、久保田順一「吾妻齋藤氏と岩下領・嶽山領」(『戦国上野国衆事典』戎光祥出版、二〇二一年)。詳細な整理、検討は後に行う。
- (4) 前掲註(2)『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』にも翻刻されているが、原文書の調査により、いくらか訂正して掲出した箇所がある。一行目の「甲乙」を「早々」、「番」を「麦」、五行目の「岩捷嶽嶺中」を「岩櫃・嶽山嶺中」にそれぞれ改めた。
- (5) 永祿二年一〇月二三日北条家朱印状写(『岩櫃城伝記』所収文書、小田原市『小田原市史 史料編中世Ⅱ』小田原市、一九九一年、四二三号、杉山博ほか編『戦国遺文 後北条氏編』六一三三号)。
- (6) 前掲註(2)『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』によれば、永源寺末寺の空慧寺の末寺である。

- (7) 藤田励夫「永源寺文書の伝来について」(『古文書研究』五四号、二〇〇一年)によれば、永源寺は末寺などから六角氏や足利将軍に関わる文書を重書として近世に収集したようであるが、本文書はその対象とは思われない。観応元年(一三五〇)一月十九日藤原季長寄進状(永源寺文書、長櫃中世文書五七号)と合わせて、如意寺から自主的に進上されたものと考えた方が妥当だろう。
- (8) 柴辻俊六『真田幸綱・昌幸・信幸・信繁』(岩田書院、二〇一五年)。
- (9) 永禄二年一月二三日北条家朱印状写(宗学寺文書、中之条町誌編纂委員会編『中之条町誌 資料編』中之条町、一九八三年、五号)。
- (10) 中之条町誌編纂委員会編『中之条町誌 第一巻』(中之条町、一九七六年、一六八頁)。
- (11) 前掲註(8)柴辻著書。
- (12) <https://archive.keiyou.jp/gpa> (最終閲覧日二〇二四年三月二二日)。
- (13) 萩原進『騒動』(群馬情報社、一九五七年)。文書の出典は示されていない。日付を含め、一部の文字に異同があるが、「麦」と「夏」や「二」と「十」など字形が類似しており、「以上」が抜けていることから、あるいは宗学寺文書を参照した可能性もある。
- (14) 前掲註(3)齋藤、久保田論文。以下、本稿で扱う両者の見解はこれらの文献による。
- (15) (永禄三年)一月二日正木時茂書状写(『歴代古案』巻五、『史料纂集』第二、三八一号)。なお、以降の史料引用において、本稿が問題とする「岩櫃」・「岩下」にはそれぞれ傍線を付した。
- (16) 岩下城と岩櫃城の距離は非常に近く、前掲註(8)柴辻著書によれば、両城の距離は約二キロである。
- (17) 国衆概念の使用については、史料語としての「国衆」の意味との乖離から村井良介「戦国領主と国衆」(『大阪公大日本史』二六号、二〇二三年)によって批判がなされているが、上野の地域勢力の定義付けは本稿の趣旨から逸脱するため、便宜上先行研究にならう形で国衆概念を使用する。
- (18) (永禄四年) 関東幕注文(群馬県吾妻郡東吾妻町教育委員会『東吾妻町指定史跡岩櫃城跡総合調査報告書』二〇一八年、五号)。同報告書には、原本調査の記録も記されている。なお、この文書の性格については、池上裕子「関東幕注文」をめぐって(前嶋敏編著『上杉謙信』戎光祥出版、二〇二四年、論文初出一九八七年)を参照。
- (19) (永禄七年)二月一三日北条氏康書状(群馬県吾妻郡東吾妻町教育委員会『東吾妻町指定史跡岩櫃城跡総合調査報告書』二〇一八年、八号)。欠損の
- 状態を示すため、この文書のみ、改行記号「
」を挿入した。
- (20) これを含める以下の年次比定は「文献史料調査」(群馬県吾妻郡東吾妻町教育委員会『東吾妻町指定史跡岩櫃城跡総合調査報告書』二〇一八年)の齋藤慎一執筆分を参照し、確認している。
- (21) 国立公文書館内閣文庫所蔵「快元僧都記」(『天文記』請求番号一六三函九四)天文二年(一五三三)二月九日条。なお、『快元僧都記』には複数の写本が存在するが、群書類従本では「岩下」や「多比良」の下に□が挿入されている。実名や官途名を欠くための措置か、底本が欠損していたことを表すのか定かではない。
- (22) 久保田の推定が誤りである場合は以上の疑問は成り立たないが、そうであるならば『快元僧都記』にみえる「岩下」とは何者なのかという問題を解決しなければならなくなる。
- (23) (永禄一〇年)四月七日山吉豊守書状(反町英作氏所蔵文書、上越市史編さん委員会編『上越市史別編1』上越市、二〇〇三年、五五六号)。
- (24) (天正一〇年)三月二日矢野綱直書状写(『覚上公御書集』巻六所収文書、上越市史編さん委員会編『上越市史別編2』上越市、二〇〇四年、一三二一号)。
- (25) 永禄六年二月二日武田信玄判物写(国立公文書館内閣文庫所蔵『加沢記』(請求番号一六函四〇)所収文書)。
- (26) 富澤一弘・佐藤雄太『加沢記』からみた戦国時代沼田地方の政治情勢(『高崎経済大学論集』五四巻二号、二〇一一年)。
- (27) (永禄七年)一月二日武田信玄書状(国立国会図書館所蔵『在印古文書』(請求番号WA二五―三八)所収文書)。
- (28) 前掲註(8)柴辻著書。
- (29) なお、柴辻俊六「戦国期武田氏の西上野領支配と北関東外交戦略」(『戦国期武田氏領研究の再検討』岩田書院、二〇二一年)ではこの批判に対する応答はないうままに自説が維持されている。
- (30) 則竹雄一「領」と戦国大名(浅野晴樹・齋藤慎一編『中世東国の世界3 戦国大名北条氏』高志書院、二〇〇八年)は「領」を領主の本拠地の城館を中心とした支配地域として整理するが、城の名称と「領」の名称が必ず一致すると主張されているわけではない。実際に、確実に岩櫃城成立以後である段階において、(天正八年)三月一七日真田昌之書状写(上野国吾妻記古集)所収文書、群馬県史編さん委員会編『群馬県史 資料編7』群馬県、一九八六年、二九九五号)のように、「吾妻領」と記された事例もある。

(東京大学大学院人文社会科学系研究科修士課程)